

茨城県報

号外第93号

昭和60年7月13日

土 曜 日

目 次

条 例

	ページ
●茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例(霞ヶ浦対策課)	1
●特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	10
●茨城県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	12
●社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(婦人児童課)	13
●教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(教育庁総務課)	13
●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(福利厚生課)	14

規 則

●茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(霞ヶ浦対策課)	15
---	----

条 例

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和60年7月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第29号

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例(昭和56年茨城県条例第56号)の一部を次のように改正する。

「第3章 工場

目次中「第3章 工場又は事業場の排水の排出の規制(第11条—第21条)」を 第1節 特

第2節 指

又は事業場の排水の規制

定施設を設置する工場又は事業場(第11条) に改める。

定施設を設置する工場又は事業場(第11条の2—第21条)」

第1条中「に関し、」の次に「水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)

第3条第3項の規定に基づく特別の排水基準を定めるとともに、」を加え、「を明らかにすると

もに」を削り、「及び排出水の排出の規制」を「並びに排水の規制」に改める。

第2条第2項中「規則」を「別表第1」に改め、同条第3項中「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」を「法」に改め、同条中第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 この条例において「特定施設」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。

第9条第3項中「（以下「審議会」という。）」を削る。

「第3章 工場又は事業場の排水の排出の規制」を「第3章 工場又は事業場の排水の規制」に改める。

第3章中第11条の前に次の節名を付する。

第1節 特定施設を設置する工場又は事業場

第11条を次のように改める。

（特別の排水基準）

第11条 法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて特定施設を設置する工場又は事業場に適用する排水基準は、別表第2のとおりとし、その排水基準を適用する区域の範囲は、霞ヶ浦流域内の公共用水域とする。

第3章中第11条の次に次の節名及び1条を加える。

第2節 指定施設を設置する工場又は事業場

（排水基準）

第11条の2 指定施設を設置する工場又は事業場に適用する排水基準は、規則で定める。

2 前項の排水基準は、指定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下この節及び第6章において「排水」という。）に含まれる窒素又はりんの量についてのそれぞれの許容限度とする。

第15条中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に、「単に」を「この節において」に改める。

第38条の見出しを削る。

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条第2項）

1 土浦市の区域

2 石岡市の区域

3 下館市の区域のうち、大字茂田（字北原及び字南原に限る。）、大字大塚（字一本木に限る。）及び大字徳持（字妙原に限る。）の区域

4 竜ヶ崎市の区域のうち、大字佐貫町（字通し筒、字東根、字杳田、字関場、字西側、字立羽、字宅地附、字浦、字八間、字西根、字沖、字東側、字蛭川、字小通道、字幸谷後、字端、字治部谷原、字大宿沼、字大田切、字浅間が浦及び字牛久沼に限る。）、大字若柴町（字長沼、字片初瀬、字幸谷後、字堀向及び字佐貫前に限る。）、大字庄兵衛新田町（字城中下、字立羽及び字洗に限る。）、大字小通幸谷町（字北浦、字堤付、字北、字道付、字南、字南浦、

- 字堤附, 字行人塚, 字牛久道, 字窪地, 字松ノ下, 字中道, 字榎本, 字幸谷後, 字幸谷, 字治部正, 字新田, 字大宿及び字筒口に限る。), 大字南中島町(字小谷後に限る。), 大字稗柄町, 大字川原代町(字小屋に限る。)及び大字豊田町(字堤外新田に限る。)を除く区域
- 5 茨城町の区域のうち, 大字木部(字外沼, 字外沼台, 字富士見塚, 字小川道及び字御林平に限る。), 大字小幡(字尻平沢に限る。), 大字下座, 大字上雨谷, 大字下雨谷, 大字生井沢, 大字鳥羽田(字三角山及び字坂東に限る。)及び大字秋葉(字塩海道, 字入分附, 字中道, 字三ツ又, 字大山, 字中山, 字学校南, 字学校西, 字土手向及び字道付に限る。)の区域
- 6 小川町の区域
- 7 美野里町の区域
- 8 岩間町の区域のうち, 大字泉(字山根, 字池下, 字神本, 字堤下, 字神根, 字山本, 字南田, 字中村, 字平及び字巴川に限る。), 大字市野谷(字天王, 字平, 字山王, 字小島, 字二子塚, 字榎ノ木, 字中谷原, 字房沼, 字太田部, 字仲村, 字神影, 字南田, 字東裏及び字西裏に限る。), 大字福島, 大字押辺(字下原, 字半貫谷地, 字谷向及び字櫛山に限る。)及び大字安居(字組倉に限る。)の区域
- 9 岩瀬町の区域のうち, 大字大泉(字後山に限る。)及び大字富谷(字長者窪に限る。)を除く区域
- 10 旭村の区域のうち, 大字鹿田(字向田, 字権現下, 字屋敷浦, 字屋敷内, 字前畑, 字宿尻, 字上宿, 字柳町, 字広町, 字中宿, 字下宿, 字夢内, 字三角, 字大沼, 字古土手, 字田崎山, 字兎前, 字小割, 字新堀, 字扇立, 字三条山, 字三條山, 字宿道山, 字小申塚, 字藤七山, 字尻ナン山, 字柏山, 字仲峯浦, 字仲峯, 字源次山, 字源治山, 字境沼山, 字道塚, 字浜井場, 字台畑, 字本田, 字台, 字入谷, 字谷向, 字仲峰後, 字権現山, 字馬洗戸, 字大溜井向, 字溜井向, 字大溜井, 字蒲谷原, 字桜下, 字市ノ神, 字貉台, 字貉台, 字大溜, 字井戸尻, 字大溜下, 字屋敷後, 字引田, 字大溜井下, 字大溜向, 字久右工門前, 字堂免, 字堂ノ上, 字堂ノ下, 字田島, 字西ノ町, 字神田, 字仲田, 字仲ノ町, 字清水田, 字島田, 字水江添, 字仲峰下, 字鱈田, 字川向, 字有馬山下, 字新二郎作, 字扇田, 字上ノ町, 字有馬山, 字弥六作, 字権現前, 字根畑, 字小橋本, 字坪井, 字屋敷前, 字梅田, 字馬捨場, 字屋敷下, 字南谷, 字明神北, 字明神前, 字明神内, 字明神南, 字西前山, 字西前, 字小場構, 字明神下, 字南谷津, 字古場構, 字川南, 字小場構谷, 字田向, 字宿向, 字万石, 字小峰, 字広山, 字坂下, 字種井尻, 字向山, 字チコ墓, 字下境沼, 字境沼, 字西大砂及び字ヒサカ川に限る。), 大字常磐(字合戦場, 字ゑぞはさ満, 字ゑそはさま, 字石川, 字天野場, 字米附道西, 字鶴ヶ谷, 字鈴フリ上, 字重郎山, 字舟河原山, 字兎向大戸道より北, 字兎向大戸道ヨリ北, 字兎向大戸道より西, 字兎向大戸道より南, 字舟河原, 字勝山, 字野中北臺, 字野中北台及び字野中に限る。), 大字勝下新田(字西側, 字弥太郎, 字矢太郎, 字西裏, 字西裡, 字西山, 字明殿沼及び字米新田に限る。), 大字勝下(字街道西, 字弥太郎, 字勝山及び字野中に限る。), 大字縦山(字宮道, 字前山, 字宮前, 字メツキレ, 字細田, 字細田山万次郎前, 字細田堤上, 字細田畦上, 字

重藤, 字重藤堤下, 字細田上, 字細田山, 字徳宿道より南, 字細田三角, 字細田喜四郎前, 字細田上田淵, 字神田上田淵, 字徳宿道北, 字宮毛, 字神田岡田, 字神田, 字神田中岡田, 字神田畦ノ下, 字神田畦下, 字相板山, 字相板, 字神田上ノ切, 字権現西, 字ひ己田道, 字権現前, 字ヒワ田南, 字西久保, 字宮道北, 字宮道水, 字西久保道北, 字堀向, 字西久保四枚形, 字西久保北一枚, 字西久保西切, 字西窪西切, 字神田道, 字面畑九塚, 字面畑, 字中根道北, 字神田道北, 字中根道六塚, 字中根道六塚南三角, 字亀甲, 字宅地裏道西, 字中根道, 字大戸道南, 字大戸道, 字亀ノ甲, 字沖衛門前, 字中根道南三角, 字ひ己田上, 字ビワタ上, 字ヒワタ道南, 字琵琶田畦ノ西, 字琵琶田, 字ヒハ田, 字神田上道東, 字神田上, 字神田上道ヨリ東, 字神田上道西, 字神田上道南, 字松ノ木田淵, 字松ノ木田淵道北, 字松ノ木田淵道南田淵, 字松ノ木, 字松ノ木下切, 字松ノ木堤上, 字松ノ木下, 字松ノ木堤下, 字中根道東, 字鈴振田淵, 字中根上七升蒔道, 字中根上七斥蒔道, 字中根上道南, 字中根道三角, 字中根上田ノ上, 字中根田上, 字中根田上一升二升蒔道田, 字中根田ノ上壺升式升蒔道西, 字中根上一升二升蒔道西, 字池尻上, 字池ノ尻, 字池尻畦ノ下, 字池尻岡田, 字池尻畦上, 字池尻下の町, 字池尻上町, 字池尻下町, 字池尻下ノ町, 字池尻畦上一枚, 字池尻畦上二枚, 字池ノ尻岡田, 字中根, 字中根坂口下ノ切, 字中根坂口下切, 字中根坂口下の切, 字中根惣左工門前, 字中根惣左工門西入岡田, 字中根孫太郎前, 字中根孫太郎前畦ノ下, 字中根勘兵衛田東一枚, 字中根勘兵衛田東ノ一枚, 字中根岡田下ノ切, 字中根下切, 字中根岡田東入, 字兎, 字鈴フリ上田淵, 字鈴フリ上, 字鈴振, 字鈴振岡田, 字弥惣二前, 字弥惣次前, 字武兵衛前, 字百山, 字大戸道ヨリ南, 字大戸道ヨリ南三角, 字裏山大戸道北, 字往還付中道迄, 字裏山, 字兵三山, 字重郎山, 字重郎山中道ヨリ北へ入込, 字北山中道北へ入ル, 字北山中道ヨリ北へ入ル, 字北山中道ヨリ西へ入ル, 字北山, 字大打, 字火打, 字監物, 字舟河原山, 字兎道下, 字兎下切, 字兎向, 字大戸道ヨリ南, 字遠木戸, 字遠木戸東入田枚, 字遠木戸下ノ切, 字遠木戸西入二枚, 字遠木戸中堤迄, 字遠木戸下切, 字遠木戸岡田, 字真見穴, 字真見穴一枚, 字真見穴九枚, 字真見岡田廿三枚, 字真見穴北二枚, 字真見穴北六枚, 字真見穴南六枚, 字真見穴三枚, 字真見穴南一枚, 字真見穴南三枚及び字小竹に限る。), 大字滝浜(字島廻り, 字島廻, 字石崎及び字重淵に限る。)及び大字湯坪(字笠貫に限る。)の区域

- 11 鉾田町の区域のうち, 大字柏熊(字鎌田道, 字荒田道西, 字平スカ, 字大山西, 字前原西, 字烏山, 字中道西, 字前原前, 字中道東, 字焼野, 字華養院前, 字前原, 字仲坪及び字海岸に限る。), 大字白塚(字長原, 字堺堀西, 字堺堀前, 字天神前, 字宿山, 字馬場山, 字浜, 字坪沼, 字高塚, 字中坪, 字仲町, 字塙内, 字上中坪, 字沼及び字前ノ崎に限る。), 大字大竹(字鎌付, 字前ノ崎, 字沼内, 字塙ノ内, 字中坪, 字永町, 字角台, 字岡ノ内, 字中畑, 字猫内, 字井戸窪, 字下坪及び字古沢に限る。), 大字舟木(字一本松, 字北山, 字菖蒲沼, 字三隅, 字上谷地及び字遠野に限る。)及び大字紅葉(字八丁メ, 字葉柄境及び字新川添に限る。)を除く区域

- 12 大洋村の区域のうち, 大字上幡木(字赤子町, 字井ノ下, 字石ノ上, 字石津, 字稲子田, 字

内野, 字絵頭, 字エンシ, 字大町, 字小見門久保, 字大久保, 字岡之坊, 字大木谷川, 字小見門, 字小見門片, 字大橋久保, 字大橋, 字大木谷, 字金井作, 字貝塚, 字上谷, 字川中, 字国木町, 字子持出, 字小谷原, 字郷正地, 字左京久保, 字サギ田, 字正直田, 字尻無, 字下谷川, 字新田, 字下川, 字神田町, 字平, 字ツル丸, 字鶴丸, 字塚田, 字堂山, 字長峯, 字ナキ場, 字中根, 字長作, 字並塚, 字新堀, 字沼田, 字根山, 字根崎, 字根田, 字塙山, 字原口, 字東丁山, 字深見, 字前新田, 字南, 字宮方, 字向地, 字谷発勺, 字八子ツリ, 字藪下, 字ヤゴ町, 字谷中, 字柳井, 字鎧町, 字四枚山, 字流作場, 字分町, 字渡戸, 字渡戸谷, 字ナカラミ下流作場及び字丁山に限る。), 大字飯島(字井戸田, 字石ゐ祢, 字小松平, 字今明, 字山王, 字シタ田, 字中山, 字夏苅, 字新堤, 字柊平, 字柊平ノ内夏苅, 字松葉下, 字よ婦ゑ, 字沓形, 字皆中久保, 字三神山, 字大ノ山及び字大塚山に限る。), 大字汲上(字吾妻原, 字鯨堀, 字宿上, 字田道, 字橋本, 字弁天, 字真掛及び字南原山に限る。), 大字台濁沢(字小田窪, 字天王及び字沼田に限る。), 大字中居, 大字江川, 大字札, 大字大蔵, 大字阿玉, 大字梶山, 大字二重作及び大字青山の区域

- 13 大野村の区域のうち, 大字志崎, 大字武井, 大字津賀, 大字和, 大字棚木, 大字中, 大字奈良毛, 大字林, 大字大小志崎(字原山及び字西原に限る。), 大字武井釜(字大道西に限る。), 大字浜津賀(字須崎山, 字本山, 字関場, 字堀込及び字大道西に限る。)及び大字小山(字権測山, 字原山, 字藤立及び字袖山に限る。)の区域

- 14 鹿島町の区域のうち, 大字大船津, 大字爪木, 大字沼尾, 大字須賀, 大字田野辺, 大字山之上, 大字猿田, 大字田谷(字東野を除く。), 大字田谷沼, 大字清水(字猿田山, 字新田坪, 字田谷村東及び字新田界に限る。), 大字宮中(字大町附, 字角内附, 字神野附及び字桜町附を除く。), 大字三根田, 大字平井(字中原, 字アラク北, 字アラク西, 字新アラク, 字荒句, 字アラク, 字高尾崎, 字井戸ノ下, 字井戸ノ北, 字村津田, 字関田, 字五明, 字舞台, 字神田前, 字下ノ町, 字宝ノ入, 字台畑, 字カニマイ, 字根コヤ, 字根子ヤ, 字十二神, 字十二神南, 字鳩塚及び字新田に限る。), 大字鉢形, 大字木滝, 大字佐田, 大字下塙, 大字谷原, 大字鰐川, 大字長栖, 大字泉川, 大字国末, 大字粟生(字東山, 字浜, 字十二神及び字鳩塚を除く。), 大字木滝佐田下塙谷原入会及び大字木滝佐田谷原入会の区域

- 15 神栖町の区域のうち, 大字横瀬, 大字日川(字西町組, 字西町, 字仲町, 字平内戸, 字稲葉, 字外内, 字出戸, 字北出戸, 字仲砂, 字草場, 字一番及び字日川に限る。), 大字萩原, 大字芝崎, 大字石神, 大字高浜, 大字知手(字台山, 字一ノ野, 字前, 字清六内, 字古路内, 字佐須波, 字柳堀, 字太高, 字砂岸, 字南七戸, 字南瀬戸, 字鯨妻, 字北瀬戸, 字東瀬戸, 字仲瀬戸, 字前野及び字和手に限る。), 大字奥野谷(字大内, 字根岸, 字沼, 字北瀬戸, 字新内, 字出羽, 字城之内瀬戸, 字南瀬戸, 字馬場及び字上手に限る。), 大字溝口, 大字田畑, 大字木崎, 大字息栖, 大字賀, 大字下幡木, 大字鰐川, 大字筒井, 大字平泉, 大字深芝, 大字居切, 大字神栖及び大字平泉外12入会の区域

- 16 波崎町の区域のうち, 大字太田(字横瀬に限る。)の区域

- 17 麻生町の区域
- 18 牛堀町の区域
- 19 潮来町の区域
- 20 北浦村の区域
- 21 玉造町の区域
- 22 江戸崎町の区域
- 23 美浦村の区域
- 24 阿見町の区域
- 25 牛久町の区域のうち、大字田宮(字上宿、字上出口、字新田、字新山、字班離、字東浦、字虫送り場、字薬師脇及び字六地藏窪に限る。)、大字柏田、大字猪子、大字東大和田、大字中根、大字東端穴、大字下根、大字岡見、大字上太田、大字結束、大字女化、大字久野、大字桂、大字井ノ岡、大字奥原、大字島田、大字正直、大字小坂、大字福田、大字板橋町、大字泉町、大字大塚町、大字上君山及び栄町の区域
- 26 茎崎村の区域のうち、大字樋ノ沢、大字大井、大字松の里、大字菅間(字前畑、字前山、字備久保、字下宿、字上宿、字備山及び字出口山に限る。)、大字高崎(字高見原(県道谷田部牛久線以東の地域に限る。)、字蒲綱、字沖蒲綱、字木口地、字見之添、字長者久保、字備久保、字木口地大縄場、字一本榎及び字高見谷に限る。))及び大字天宝喜(字丸名に限る。))の区域
- 27 新利根村の区域
- 28 河内村の区域のうち、利根川の河川区域、大字長竿(字古流作、字新流作及び字遠間向に限る。)、大字田川、大字片巻(字螺ヶ尻、字四枚畑、字庚塚、字田川道、字乱塔尻、字古天神、字天神下、字天神前、字居下、字伊佐田道、字中坪、字衣川向及び字新畑に限る。))及び大字金江津(字川端、字堤外、字衣川、字衣川向、字深原、字萱場、字赤部、字流作、字二十間、字上堀川、字葭沼、字尺ヶ浦、字立野、字広島、字常巻、字天神前、字螺ヶ尻、字古天神、字庚塚及び字大島に限る。))を除く区域
- 29 桜川村の区域
- 30 東村の区域のうち、利根川の河川区域を除く区域
- 31 出島村の区域
- 32 玉里村の区域
- 33 八郷町の区域
- 34 千代田村の区域
- 35 新治村の区域
- 36 桜村の区域
- 37 谷田部町の区域のうち、春日1丁目、春日4丁目、大字小野崎、東新井、松代2丁目から松代5丁目まで、大字手代木、大わし、大字上横場、藤本、大字西大沼、大字上原、大字松野

木、二の宮、東、長峰、稲荷前、小野川、大字中内、大字榎戸、大字今泉、大字南中妻(字三斗蒔、字沖田、字いよ田、字山崎、字上福、字四町田、字椿山、字尻なし、字宮本、字新田後、字新地、字新田前、字才光、字年組地、字西組地、字宮久保、字八坂門、字桐谷、字塚原、字下道、字北中妻及び字源吾田に限る。)、大字館野、大字赤塚、大字下原、大字梶内、大字新牧田、大字稲岡、大字下横場、大字市之台及び大字北中島の区域

38 筑波町の区域のうち、大字山木(字東原及び字佐村向に限る。)、大字水守(字中山窪及び字大伏間に限る。)、大字作谷(字十九耕地、字十八耕地、字十六耕地、字十耕地、字十七耕地、字二十六耕地、字宮窪及び字和台に限る。)、大字寺具(字西原に限る。)及び大字安食を除く区域

39 大穂町の区域のうち、大字大曾根、大字玉取、大字若森、大字佐及び花畑の区域

40 明野町の区域のうち、大字猫島、大字上西郷谷、大字宮後、大字押尾、大字宮山、大字田宿、大字松原、大字海老ヶ島、大字有田、大字山王堂、大字中根、大字内淀、大字鍋山、大字東石田、大字村田(字新開、字尾見新田、字東芦間、字妙原、字新平受、字村受及び字伊右門受に限る。)、大字倉持(字溝ノ下、字沖田、字八反田、字足井、字池下、字竜造前、字竜造下、字町井下、字新井下、字前畑、字広畑、字永畑、字西浦、字富士山、字下浦、字中道、字宮前、字東宿通、字海道洲、字宮北、字二本木、字池北、字北原及び字中妻に限る。)及び大字向上野(字須津加、字足黒、字南原、字滝ノ台、字東原、字百目畑、字桑原、字雑耕地、字上白畑、字白畑、字白畑道越、字中島及び字白畑中村に限る。)の区域

41 真壁町の区域

42 大和村の区域

43 協和町の区域のうち、大字門井、大字久地楽、大字古郡、大字三郷、大字新治、大字蓮沼、大字横塚(字町東、字町下及び字申合に限る。)、大字向川澄(字稲荷東及び字村東に限る。)、大字井出蛭沢(字東原、字堀向、字小田塚、字北の東、字古館、字東浦、字堀合、字玉川東、字北の前、字宮西、字増洲及び字宮に限る。)、大字知行、大字清水、大字大島、大字下郷谷、大字下星谷、大字八幡、大字上星谷、大字柳、大字細田、大字谷永島、大字桑山、大字小栗(字古屋敷、字浦山、字新宿、字権現、字仙源山、字出口、字堀込、字高山下、字大政山、字丸山、字丑塚、字薄内、字稲荷宿、字上町、字仲町、字大渡戸、字川原宿、字東城戸、字辻堂、字長明、字井出境、字五ツ塚、字原堂、字鎌倉、字東原、字稲荷谷、字一本杉、字一本木、字三本木、字瀬端、字下今泉、字上金谷、字金谷、字下金谷、字下熊野、字熊野、字上熊野、字旭町、字次郎丸、字中今泉、字太郎丸、字大宝塚、字上中台、字中台、字下中台、字下町、字城山、字宮本及び字東前地に限る。)及び大字蓬田の区域

44 利根町の区域のうち、利根川及び小貝川の河川区域を除く区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和57年5月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。

別表第2(第11条)

(単位1リットルにつきミリグラム)

区 分		1日の平均的な排出水の量	項目及び許容限度		新 設		既 設	
					窒 素	り ん	窒 素	り ん
製 造 業	食料品製造業	20立方メートル以上 50立方メートル未満			20	2	25	4
		50立方メートル以上 500立方メートル未満			15	1.5	20	3
		500立方メートル以上			10	1	15	2
	金 属 製 品 製 造 業	20立方メートル以上 50立方メートル未満			20	2	30	3
		50立方メートル以上 500立方メートル未満			15	1	20	2
		500立方メートル以上			10	0.5	15	1
	上 記 以 外 の 製 造 業	20立方メートル以上 50立方メートル未満			12	1	15	1.5
		50立方メートル以上 500立方メートル未満			10	0.5	12	1.2
		500立方メートル以上			8	0.5	10	1
そ の 他 の 業 種 等	畜 産 農 業	20立方メートル以上 50立方メートル未満			25	3	50	5、
		50立方メートル以上 500立方メートル未満			15	2	40	5
		500立方メートル以上			10	1	30	3
	下 水 道 終 末 処 理 施 設	20立方メートル以上 100,000立方メートル未満			20	1	20	1
		100,000立方メートル以上			15	0.5	15	0.5
	し尿処理施設 (し尿浄化槽を) 除く。	20立方メートル以上			10	1	20	2
	し尿浄化槽	20立方メートル以上			15	2	20	4
	上 記 以 外 の 事 業 場	20立方メートル以上 50立方メートル未満			20	3	30	4
		50立方メートル以上 500立方メートル未満			15	2	25	4
		500立方メートル以上			10	1	20	3

備考1 この表において新設の欄は、昭和57年9月1日(昭和57年9月1日以後において新たに特定施設となつた施設を設置している工場又は事業場(施設の設置の工事をしているものを含み、当該施設が特定施設となつた際に当該施設以外の特定施設又は指定施設を設置しているものを除く。))については、当該施設が特定施設となつた日(その日前において当該施設が指定施設となつた場合には当該施設が指定施設となつた日))以後において特

定施設を設置し、又は特定施設の構造等を変更した工場又は事業場に適用する。

- 2 昭和57年9月1日（昭和57年9月1日以後において新たに指定施設となつた施設を設置している工場又は事業場（施設の設置の工事をしているものを含み、当該施設が指定施設となつた際既に当該施設以外の指定施設又は特定施設を設置しているものを除く。）については、当該施設が指定施設となつた日）以後において指定施設を設置し、又は指定施設の構造等を変更した工場又は事業場については、当該指定施設の設置又は構造等の変更を特定施設の設置又は構造等の変更とみなして前項の規定を適用する。
- 3 この表において既設の欄は、昭和57年9月1日（昭和57年9月1日以後において新たに特定施設となつた施設を設置している工場又は事業場（施設の設置の工事をしているものを含み、当該施設が特定施設となつた際既に当該施設以外の特定施設を設置しているものを除く。）については、当該施設が特定施設となつた日（その日前において当該施設が指定施設となつた場合には当該施設が指定施設となつた日））において現に特定施設を設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）に適用する。
- 4 昭和57年9月1日以後において新たに特定施設となつた施設を設置している工場又は事業場（施設の設置の工事をしているものを含む。）であつて、当該施設が特定施設となつた際既に指定施設を設置しているもの（施設の設置の工事をしているものを含む。）については、当該設置に係る施設が指定施設となつた日において現に指定施設を設置しているとき（施設の設置の工事をしているときを含む。）に限り前項の規定を適用する。
- 5 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
- 6 し尿浄化槽のみを設置する工場又は事業場に係る排水水について、この表に掲げる排水基準は、当分の間、適用しない。
- 7 この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- 8 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 9 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 10 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 11 この表において「排水水」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。

付 則

- 1 この条例は、昭和60年7月15日から施行する。
- 2 この条例の施行の際特定施設であつてこの条例による改正前の茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止

に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第5項の指定施設に該当しない施設を設置している工場又は事業場（施設の設置の工事をしているものを含む。）については、この条例による改正後の茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例別表第2備考第1項及び第2項の規定にかかわらず、同表の既設の欄を適用する。ただし、この条例の施行の日の前日において旧条例第2条第5項の指定施設を設置している工場又は事業場については、この限りでない。

3 旧条例によつてした処分は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の前にした行為又は前項の規定によりなおその効力を有するとされる処分に違反してこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和60年7月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第30号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

職 名	給 料 月 額
知 事	970,000 円
副 知 事	780,000
出 納 長	660,000
公 営 企 業 管 理 者	660,000
常 勤 の 監 査 委 員	475,000

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条第1項）

職 名	報 酬 月 額
議 会 の 議 員	議 長 740,000 円
	副 議 長 650,000
	議 員 610,000

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条第1項，第12条の2）

職 名		報 酬		相当する職務 の 等 級
		月 額	日 額	
非 常 勤 の 監 査 委 員		95,000 円	円	1 等 級
教育委員会 の委員	委 員 長	151,000		
	委 員	139,000		
人 事 委 員 会 の 委 員	委 員 長	151,000		
	委 員	139,000		
公 安 委 員 会 の 委 員	委 員 長	151,000		
	委 員	139,000		
選挙管理委員会 の委員	委 員 長	134,000		
	委 員	122,000		
労 働 委 員 会 の 委 員	会 長	151,000		
	会 長 代 理	139,000		
	公 益 を 代 表 す る 委 員	136,000		
	その他の委員	130,000		
収 用 委 員 会 の 委 員	会 長	95,000		
	委 員	79,000		
海区漁業調整委員会 の委員	会 長	63,000		
	委 員	51,000		
内水面漁場管理委員会 の委員	会 長	51,000		
	委 員	48,000		

付 属 機 関 の 委 員 そ の 他 の 構 成 員		9,000	特 2 等 級
-----------------------------	--	-------	---------

付 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年 4 月 1 日から適用する。
- この条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、昭和60年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

茨城県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和60年 7 月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第31号

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第43条の24中「風俗営業等取締法（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 3 項」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 3 条第 3 項」に改める。

付則第 6 条中「昭和47年度から昭和62年度まで」を「昭和62年度以後」に、「限り、」を「係る」に改め、「適用については」の次に「，当分の間」を加える。

付 則 第 7 条 第 2 項 中「所得割」を「昭和62年度以後の各年度分の個人の県民税について，所得割」に、「昭和46年から昭和61年までの各年」を「前年」に改める。

付則第15条中「昭和61年 1 月31日」を「昭和66年 1 月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第 6 条及び第 7 条第 2 項の改正規定並びに次条の規定は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の茨城県県税条例付則第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定は、昭和62年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和61年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和60年7月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第32号

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例（昭和39年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保母養成施設，」を削る。

別表第2保母養成施設の項を削る。

付 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和60年7月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第33号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和40年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条第2項）

号	給 料 月 額
1	630,000 円
2	660,000

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

2 この条例による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づき、昭和60年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に教育長に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和60年7月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第34号

学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年茨城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「，中学校及び養護学校」に改める。

第4条第2項中「医師」を「それぞれ医師，歯科医師又は薬剤師」に改め，同条第3項中「410円」を「440円」に，「127円」を「140円」に，「277円」を「297円」に改める。

別表第1中

3,740円	4,900円	6,152円	7,425円	8,663円	9,762円
2,682円	3,420円	4,245円	5,207円	6,192円	7,127円

を

3,868円	5,070円	6,358円	7,670円	8,945円	10,078円
2,778円	3,540円	4,393円	5,383円	6,395円	7,360円

に

改める。

付 則

- この条例は，公布の日から施行する。
- この条例による改正後の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第4条第3項及び別表第1の規定は，昭和59年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し，同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償については，なお従前の例による。

規 則

茨城県規則第51号

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和60年 7月13日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行規則（昭和57年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

第5条第1項中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に、同条第2項第1号中「第5条第2項に掲げる」を「排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境庁長官が定める」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2（第4条）

- 1 畜舎（馬の飼養に用いるものであつて、同一敷地内におけるその総面積が260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。）
- 2 車両の洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号に規定するものを除く。）
- 3 地方卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定するものをいう。）に設置される卸売場及び仲卸売場（青果物に係るもの及び水産物に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の3に規定するものを除く。）に限る。）
- 4 廃油処理施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。）
- 5 練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
- 6 舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
- 7 パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設（従業員30人以上の工場又は事業場に係るものに限る。）
- 8 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定するものをいう。）に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定す

るものを除く。)

9 集団給食施設（栄養改善法（昭和27年法律第248号）第9条の2に規定するものであつて、1日に1,000食以上の食事を供給するものに限る。)

10 ダンボール箱製造の用に供するコルゲートマシン

11 納豆製造業の用に供する湯煮施設（蒸煮施設を含む。)

別表第3中「（第5条第1項）」を「（第5条）」に改め、同表その他の業種等の項を次のように改める。

その他の業種等	畜産農業	20立方メートル以上 50立方メートル未満	25	3	50	5
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2	40	5
		500立方メートル以上	10	1	30	3
	上記以外の事業場	20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	3	30	4
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2	25	4
		500立方メートル以上	10	1	20	3

別表第3備考中第3項ただし書及び第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同表備考に次の1項を加える。

7 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

付 則

この規則は、昭和60年7月15日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所